

第4回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和2年9月28日(月)午後3時00分より

於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和2年9月28日(月) 15時00分
2. 閉会時間 令和2年9月28日(月) 15時34分
3. 開催場所 市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 18名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 18名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 新規就農者について
 - 報告第4号 令和2年度 農地パトロール(利用状況調査)の結果について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第5号議案 非農地証明願について
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後 3 時 0 0 分開始

議長

只今より、第 4 回島原市農業委員会総会を開催します。

本日、
・番 委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第 15 条第 2 項の規定により、議長が指名することになっており、

・番 委員、
・番 委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集 1 ページに記載のとおり、2 件 4 筆 4, 770 平方メートルの届けがありました。

次に、報告第 2 号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集 1 ページに記載のとおりで、1 件 2 筆 2, 966 平方メートルの届けがありました。

次に、報告第 3 号、新規就農者について報告します。

議案集は 2 ページ、届出者は議案集記載のとおりで、後程、上程する農地法第 3 条により農地を借り受け、農業に従事する予定です。

次に、報告第 4 号、令和 2 年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について報告します。

農業委員、推進委員の皆さんには 8 月から 9 月にかけて、お忙しい中に調査にご協力いただきありがとうございました。その結果について報告します。

議案集 2 ページに記載のとおりで、遊休農地の面積は、平成 31 年度は 295 筆の 19.4ha でありましたが、本年度の調査結果、新規に確認した遊休農地は、26 筆の 1.9ha、解消されていた面積は、19 筆の 1.9ha 合計で 302 筆 19.4ha となりました。昨年と比較して 7 筆増、面積は変わりません、なお、各地区の明細は記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番について説明します。

第1号議案1番の賃貸人及び借人は、議案集3ページ1番に記載のとおりで、畑1筆 6, 335平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。

取得後の耕作面積は、6, 335平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、マルチ張り機1台、動力噴霧器1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、借人は市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

1番の借人は、先程報告第3号で報告した新規就農者で、青果店に勤務していた10年間で技術指導、営農指導を受け、レタス・ブロッコリー・白菜の栽培を行う計画です。通作距離は自宅から車で15分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人及び譲受人は、議案集4ページ1番に記載のとおりです。

畑 5筆 6, 384平方メートルを親子間で贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、9, 797平方メートルで、農機具は、トラクター1台、テーラ2台、リフト1台、畝上機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で25年の農作業暦があります。

父母と3人で同一経営体として農業を営んでおり、申請地も含め、高菜・里芋・馬鈴薯・白菜を作付している状況で、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲渡人及び譲受人は、議案集4ページ2番に記載のとおりです。

畑 1筆 687平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、3,461平方メートルで、農機具は、耕運機1台、トラクター2台、軽トラック1台、2tトラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で13年の農作業暦があります。

スイカ・ゴーヤ・ナス・キュウリを作付しており、通作距離は自宅の隣接地ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番と関連がありますので、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番及び

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集5ページ1番及び6ページ1番に記載のとおりで、申請地 合計564平方メートル

ルに木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番及び第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は譲受人の宅地、西側は道路となっております。

造成し擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番及び第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第3号議案の1番については許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ2番に記載のとおりで、申請地176平方メートルを譲り受け、貸家を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準住居地域であることから、第3種農地と判断しております。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は道路となっております。
現状のまま利用し擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ3番に記載のとおりで、申請地436平方メートルを譲り受け、事務所兼モデルハウス及び借家を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は雑種地、東側及び南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ4番に記載のとおりで、申請地588平方メートルを譲り受け、駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側、南側は道路、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ5番に記載のとおりで、申請地159.15平方メートルを譲り受け、貸家を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は雑種地、東側及び南側は道路、西側は宅地となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ6番に記載のとおりで、申請地591平方メートルを譲り受け、木造二階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は道路を挟んで宅地、西側は道路となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は溜枡へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集8ページ1番に記載のとおりで、申請地は平成6年11月17日から隣接する宅地と一体に工場用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側、南側は道路、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に工場用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第5号議案 非農地証明願いの2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集8ページ2番に記載のとおりで、申請地は昭和年月日不詳頃から山林化しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで農地、東側は山林、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集9ページから16ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	29件	75筆	68,238.11 m ²
耕作権の再設定	4件	14筆	18,360.00 m ²
合計	33件	89筆	86,598.11 m ² です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集17ページに記載のとおりで、1件 3筆 2,140 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

次に、第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。
議案集の18ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、3筆3,956平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

1番の受け手の貸借後の耕作面積は、46,817平方メートル、農機具はトラクター3台、トラック3台、管理機5台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は5人で、主に野菜を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

2番及び3番の受け手の貸借後の耕作面積は、59,677平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック3台、管理機2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4人で、主に野菜を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

議長

以上で、第4回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第4回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後3時34分